

泉南市中小企業退職金共済掛金補助要綱

(目的)

第1条 泉南市中小企業退職金共済掛金補助要綱（以下「要綱」という。）は、中小企業の従業員（パートタイマーを含む。）の福祉の増進と市内商工業の振興に寄与するため、中小企業の退職金共済契約（以下「契約」という。）に基づいて掛金の一部を補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業退職金共済に加入する被共済者数が50人以下の事業主をいう。

(2) 契 約 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号以下「法」という。）第2条第3項に規定する契約をいう。

(3) 対象従業員 中小企業退職金共済に加入する被共済者をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、市内に事業所を有し事業を営む中小企業者で自らの負担において契約しているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、中小企業者が当該年度の初日の属する年の1月から12月分として納付した掛金とする。

2 前納制度を利用し、翌年分を納付した場合においては、翌年度において補助金の交付を申請できるものとする。

(掛金の限度)

第5条 市長は、中小企業者が契約を締結した場合において、当該契約の対象従業員一人につき掛金月額5,000円を限度として、掛金の一部を別表に定めるところにより補助するものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、中小企業者が当初契約した日の属する月から5年とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助を受けようとする中小企業者は、泉南市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（様式第1号）、個人別・月別掛金内訳書（様式第2号）、法第7条第3項に規定する退職金共済手帳（写）及び納税証明書（市税の完納を確認できるもの）を添付して、市長が別に定める日までに、市長に申請

しなければならない。

(変更の届出)

第8条 中小企業者は、契約に重要な変更が生じたときは、中小企業退職金共済契約変更届（様式第3号）により、市長に届出なければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、第7条の申請について、その適否を審査し交付を決定した申請者に対しては、泉南市中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けたものは、速やかに泉南市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書（様式第5号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する補助金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、または交付した補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不適正と認めたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施 行)

1. この要綱は、平成3年4月1日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

(経過措置)

2. この要綱の施行にあたり、現に継続している契約及び現に継続している契約に基づく増額契約は、平成3年1月中に契約されたものとみなす。ただし、平成3年1月以降に契約されたものについては、それぞれ当該月中に契約されたものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 7 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

「別定」

泉南市中小企業退職金共済掛金補助要綱第13条に定めるところにより、次のとおり必要な事項を定める。

- (1) 要綱第5条中「掛金月額5,000円」とは、国の助成額を除くものとする。
- (2) 要綱第7条の納税証明書（市税の完納を証する書面。）については、法人の場合は、法人に係るすべての市税及び代表者に係るすべての市税とし、個人事業者及び個人の場合は、個人に係るすべての市税とする。
 - ・市税については、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税とする。
 - ・市税の納税証明書は、納付期限の到来している分の証明とする。

別 表（第 5 条関係）

事業所の被共済者数	補助率	掛金限度額	補助期間
1 人～ 9 人以下	2 0 %	5, 0 0 0 円	5 年
1 0 人～ 3 0 人以下	1 5 %		
3 1 人～ 5 0 人以下	1 0 %		

（備 考）

補助金は、退職金共済契約の被共済者 1 人につき、補助対象掛金月額に対し、補助率を乗じた金額とする。